

## 浜松市バス停上屋広告物検討会設置要綱

### (設置)

第1条 広告業者がバス停上屋へ掲出する広告物の表示内容を、関係法令及び公序良俗に反しないものとするため、浜松市バス停上屋広告物検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 検討会は、広告業者から提出された広告物の表示内容（以下「表示内容」という。）を審査し、広告業者に審査結果を通知する。

### (組織)

第3条 検討会の構成委員は、別表第1に掲げる所属の長又は担当課長（以下「検討委員」という。）とする。

2 検討会は、会長を置くこととし、土地政策課長をもって充てることとする。また、土地政策課内に事務局を置き、庶務を行わせることとする。

3 会長は、検討会を総括する。

4 会長が必要と認めるときは、検討委員以外の者に意見聴取することができるものとする。

### (会議の運営)

第4条 検討会の会議は、検討委員が事務局から配信された表示内容について、審査を行い、その回答を事務局に報告することで充てるものとする。

2 会長は、検討委員が報告した審査回答を集約し、広告業者に表示内容の掲出に対する審査結果を通知する。

3 会長は、検討委員の招集が必要と判断した場合には、召集会議を開催することができるものとする。

### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

#### 別表第 1

#### 浜松市バス停上屋広告物検討会構成委員

部局名	課名
市民部	市民生活課 UD・男女共同参画課
健康福祉部	福祉総務課
こども家庭部	次世代育成課
都市整備部	土地政策課
土木部	道路企画課 南土木整備事務所